

1 計画策定の経緯と背景について

1 障害者権利条約

- 昭和 23 年（1948 年）の第 3 回国連総会において、「世界人権宣言」が採択されて以来、国連を中心として全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきました。
- 21 世紀最初の人権条約として、平成 18 年（2006 年）の第 61 回国連総会本会議において「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」が採択され、平成 20 年（2008 年）5 月に発効しました。

<「障害者権利条約」の特徴>

“Nothing about us without us”（我々抜きに我々のことを決めな）

制定過程に障がいのある当事者を始めとする障がい関連団体が参画しており、非差別・平等を基調とし自由権と社会権を包括しています。

- この条約の目指すところは、保護の客体でしかなかった障がいのある人が権利の主体へとその地位の転換を図り、インクルーシブ（全てをありのままに受入れる）な共生社会（「ソーシャル・インクルージョン」）を目指すことにあります。

2 障がい者制度の抜本的改革に向けた動き

- 平成 19 年 9 月、日本は、条約への署名を行ない、現在、早期の締結を目指すため、国内の法制度の検討を行なっています。
- 具体的には、平成 21 年 12 月には、「障がい者制度改革推進本部」が閣議決定により発足し、同本部の下に「障がい者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」という。）が設置されました。
- また、関連した動きとして、平成 22 年 1 月 7 日の障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国が交わした基本合意には、障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定が明記された他、障がい者制度改革推進本部における「障がい者の参画の下に十分な議論を行う」ことが求められました。
- 推進会議は、平成 22 年 1 月から障がい者制度改革に向けての本格的な審議を開始し、「障害者基本法」の抜本改正による「障がい者の権利と支援に関する基本法（仮称）」の制定。また、障がいのある人に係る総合的な福祉法制となる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた具体的な検討に着手し、平成 24 年の通常

国会への法案提出、平成 25 年 8 月までの法施行を目指しています。

さらに、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定に向けた検討を開始し、平成 24 年度末を目途にその結論を得ることとしています。

- 平成 22 年 6 月には、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、同年 12 月には、「制度改革の重要方針に関する第二次意見」が取りまとめられ、閣議決定されるとともに、障害者基本法の抜本改正や制度改革の推進体制等に関する法律案が平成 23 年の通常国会に提出されました。
- これらの経緯を踏まえ、現行の国の「障害者基本計画」（平成 15～24 年度）の期間内において、「障害者権利条約」の締結に必要な関連する国内法の整備を始めとする、障がいのある人に係る制度の集中的な改革が進められ、平成 25 年度以降において、新たな障がい者制度の枠組みが整うこととなります。
- 障がい者を取り巻く環境は、大きく変化しており、残された課題や新たな課題を適切に把握し、これからの時代にあった目的・目標を設定し、中長期的展望に立った障がい者施策を推進していく必要があります。
- 国の制度改革の内容が明らかになった段階で、市計画との整合性等を確認し、必要に応じて見直しを実施します。

1) 障害者基本法の抜本改正

障害者基本法は、もともと心身障害者対策基本法を出発点としており、改正後も障がい者施策の基本を定めるという枠組みを出るものではありません。

障害者権利条約で示された障がいのある人の人権とその確保のためには、締約国の義務履行を担保する受け皿として、障害者基本法を抜本改正して社会権や自由権を実現するための基本法として位置付け、障がいのある人の人権を確保するための諸施策を規定すべきであることが示されました。

具体的には、

- ①障がい者の定義の見直し
- ②合理的配慮を提供しないことが差別であることを含む差別の定義
- ③手話及びその他の非音声言語が言語であること
- ④障がいゆえに侵されやすい基本的人権などを総則で確認すべきであることが示されました。

また、人権の確保、障がいのある女性が複合的差別を受けやすい状況、及び障がいのある子どもが自らその権利を確保することに困難を抱えている状況に配慮するといった観点から、既存の諸施策に関する規定を見直すべきであることが示されました。

さらに、政治参加や国際協力等の現行法の規定にない施策分野について新たな規定を追加することを検討すべきであることが示されました。

また、改革期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視を始めとした次の機能を担う審議会組織をいわゆるモニタリング機関として法的に位置付けることを検討すべきであることが示されました。

2) 「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)等の制定

あらゆる分野における差別類型を明らかにしてこれを包括的に禁止し、また、これらの人権被害を受けた場合の救済等を目的とした「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)(以下「障害者差別禁止法」という。)の制定に向けた検討を進めることが示されました。

検討に当たっては、現在検討中の人権救済制度の検討状況にも留意するものとし、差別禁止の検討に併せて、障がい者制度改革の推進に必要な他の関係法律を一括して整備するための法案の検討も行うものとすることが示されました。

また、政府は、当該差別に該当するおそれのあるものについて事例収集を行い、その結果を公表すべきであることが示されました。

3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

現行の障害者自立支援法を廃止して、新たな「障害者総合福祉法」(仮称)を制定することとし、この制定に当たっては、制度の谷間を生まない障がいの定義のもとに、すべての障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができる制度構築を目指すべきであることが示されました。

具体的には、

- ① 医学モデルに偏った障がい程度区分を見直し、応益負担を廃止
- ② 一人一人のニーズに基づいた地域生活支援体系を整備する。最重度であっても、どの地域であっても安心して暮らせる、24時間介助制度を始めとするサービスを提供する。
- ③ 入所者・入院者の地域移行を可能とする仕組みを整備する等が示されました。

2 計画策定の趣旨と数値目標等について

1 計画の基本理念

- 共生社会の実現
障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指します。

2 障がいのある人の定義

- 本計画において、「障がい者」「障がいのある人」とは、「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」をいいます。
また、「てんかん及び自閉症その他の発達障がいをもつ者並びに難病に起因する身体又は精神上の障がいをもつ者」で「継続的に生活上の支障がある人」全てを対象とすることとします。

3 計画改定時期等

- あま市は、平成 22 年 3 月に旧七宝町、旧美和町、旧甚目寺町の 3 町が合併して誕生しましたが、従前から旧町においては、障がい者計画並びに障がい福祉計画を策定し、各種の障がい者施策を計画的に推進してきました。
- 障がい者施策を推進する「障がい者計画」と障がい福祉サービス等の見込み量に関する「障がい福祉計画」を一体的なものとして改定し、あま市の障がい者施策に関する総合的な計画を策定します。
- あま市障がい者計画……………（平成 24 年度から平成 29 年度まで〔6 年間〕）
第 3 期あま市障がい福祉計画…（平成 24 年度から平成 26 年度まで〔3 年間〕）
3 年毎に計画を見直し、両者の関連性を確認します。
また、「あま市総合計画」を始めとした関連計画との整合性も図ります。

<障がい者計画と障がい福祉計画との関係>

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 9 条 〔昭和 45 年 5 月 21 日施行〕	障害者自立支援法第 88 条 〔平成 18 年 4 月 1 日施行〕
所管官庁	内閣府	厚生労働省
基本的な性格	障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画	各年度における指定障害福祉サービスの種類毎の必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等の計画
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の趣旨、基本理念、基本目標 ・現状と問題点の把握 ・施策の体系化と相互連携 ・各施策の課題・目標と具体的な方策 ・計画の実施状況のフォロー体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年を 1 期として各年度における指定障害福祉サービス毎に必要な見込み量を算出。また、確保方策 ・地域生活支援事業の実施に関する事項
計画期間	中・長期のもととして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定する。	3 年間(厚生労働省令告示第 395 号で国が策定基本方針を示しており、その中で、期間についても定められている)

4 第3期基本方針に定める数値目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・ 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定。
- ・ 平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ・ 国が本年夏を目途に社会的入院の解消に向けての客観的な指標を提示する予定です。平成 23 年度末までの退院者数の目標値については、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が廃止。

3. 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。
- ・ 平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

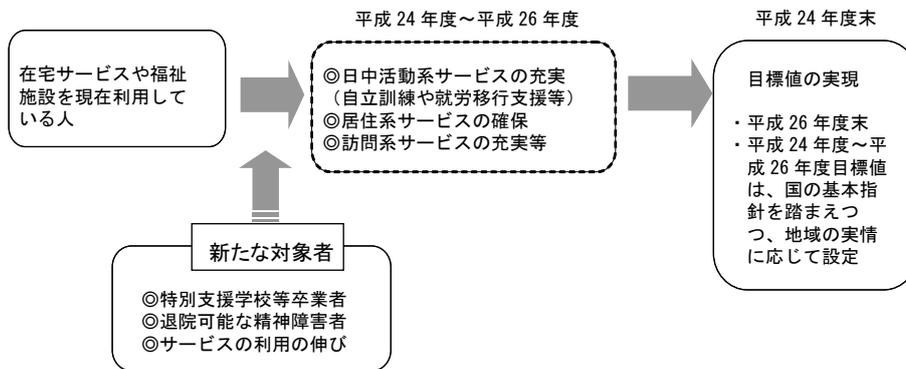
4. 就労支援事業の利用者数

- ・ 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・ 平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

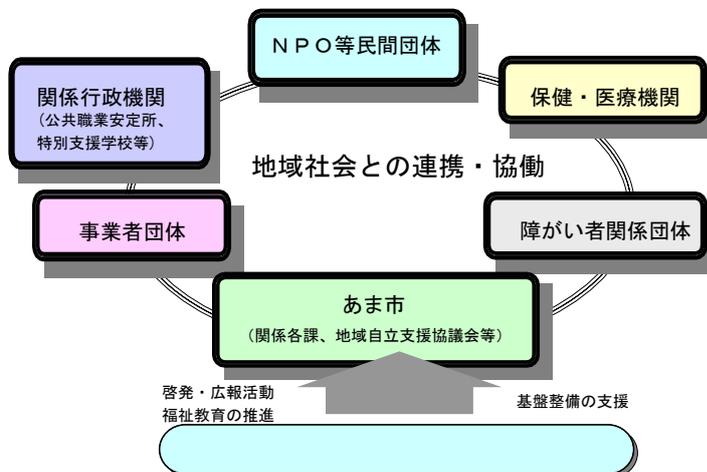
※ 障害者総合福祉法(仮称)については、平成 25 年 8 月までの実施を目指しており、計画期間中(平成 25 年度内)に計画を見直すこととなる可能性があります。

5 計画の推進体制、進行管理について

- 障がい者計画及び障がい福祉計画の推進にあたっては、障がいのある人の意見を最大限尊重するとともに計画の実施状況の把握、点検、評価及び計画の推進にあたっては、自立支援協議会のもと、各関係部局が連携し、障がい者保健福祉施策に取り組みます。
- 障がい福祉サービスの見込量及び見込量の確保に係る方策を定めた障がい福祉計画においては、国の基本指針に則して、毎年、自立支援協議会において計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成26年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検・評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを行います。



- 障がいのある人の地域移行や就労支援など計画を実効性あるものとするため、行政、当事者団体、社会福祉法人、事業者、NPO法人、ボランティア団体等の民間諸団体などの関係機関との連携をより一層図っていきます。



(※1) 自立支援協議会

障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域の課題を整理しながら、障がい福祉基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。

3 あま市における現状と課題

1 あま市の総人口の推移

- あま市の人口は、平成 23 年 4 月 1 日現在、87,908 人です。
14 歳以下は、13,383 人、15～64 歳は、52,041 人、65 歳以上は、22,484 人となっています。

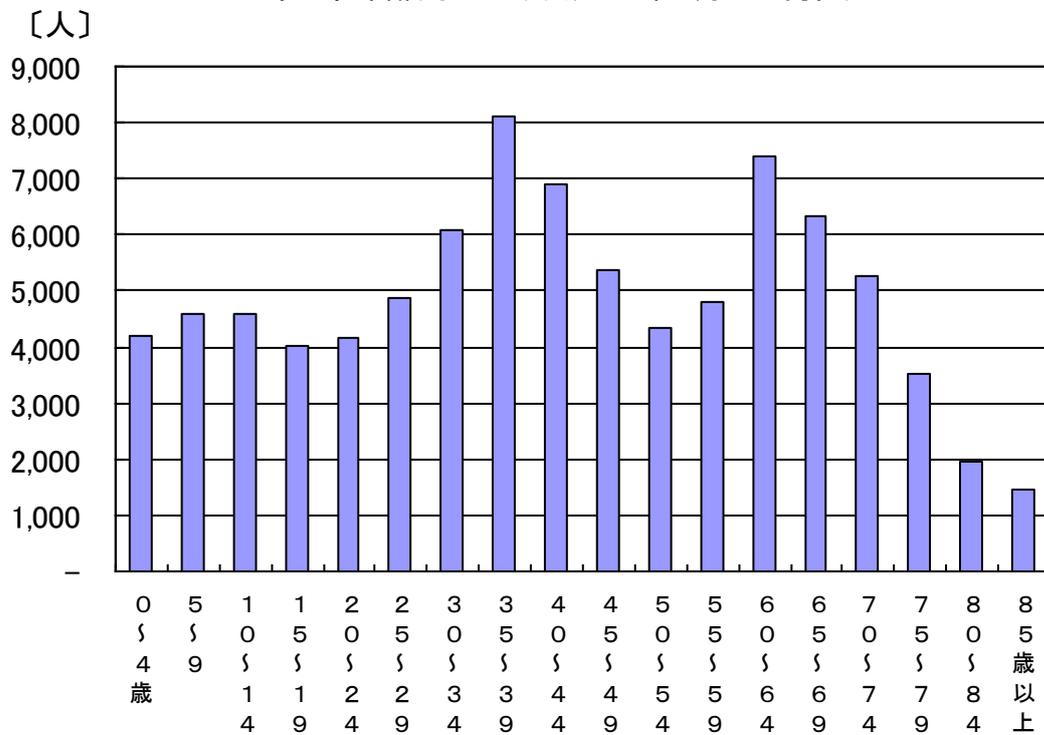
あま市総人口の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総人口	87,633	87,753	87,896	88,073	87,908

(各年 4 月 1 日現在)

あま市年齢別人口(平成23年4月1日現在)



2 障がい者数の推移と内訳

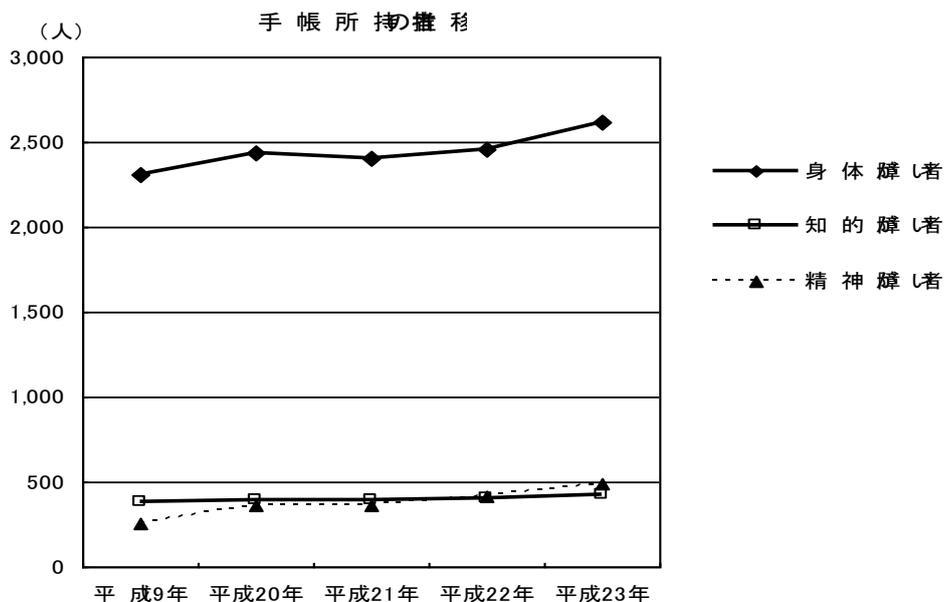
- 障がい者手帳所持者数は平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者数が 2,681 人、療育手帳所持者数が 425 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 485 人となっています。
- 手帳所持者別の推移をみると、全ての手帳所持者数が増加しています。
特に、平成 19 年から平成 23 年の対比増減率で精神障害者保健福祉手帳所持者数が 228 人（188.7%）と大幅に増加しています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、精神障がいに対する認知度が高まり、潜在化していた障がいのある人が顕在化してきたことによるものと予想されます。

障害者数の推移

（単位：人）

障がい種別	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	対前年伸率
身体障がい者	2,311	2,437	2,400	2,462	2,681	8.9%
知的障がい者	381	398	391	408	425	4.2%
精神障がい者	257	361	359	419	485	15.8%

（各年 4 月 1 日現在）



3 障害福祉サービス（自立支援給付）の利用状況と課題

1-1. 訪問系サービスの種類

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）
居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護
重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
③ 行動援護
自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
④ 重度障害者等包括支援
介護の必要性が高い人が対象で、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

1-2. 訪問系サービスの利用状況と課題

訪問系サービスの平成 22 年度の利用状況では、居宅介護をはじめ、行動援護、重度訪問介護等に加え、サービス量（時間）の実績値が見込量を上回りました。

今後も、サービス量の伸びとともに、退院可能な精神に障がいのある人をはじめとする新たなサービス対象者の利用を想定しつつ、サービス提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行を支えていくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

サービス	項目	平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
訪問系サービス	見込量(時間)	2,340	2,100	5,808	11,748	13,404
	実績値	1,881	3,367	4,385	12,273	13,404
	利用者見込数(人)	96	216	276	552	636
	実績値	74	96	237	549	636
在宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	実績値(時間)	1,698	3,367	4,385	10,955	11,894
	実績値(人)	64	96	237	513	588
	実績値(時間)	183	0	0	205	410
	実績値(人)	10	0	0	12	24
	実績値(時間)	0	0	0	1,113	1,100
	実績値(人)	0	0	0	24	24
	実績値(時間)	0	0	0	0	0
	実績値(人)	0	0	0	0	0

※平成23年度は、実績見込み数

2-1. 日中活動系サービスの種類

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスがあります。

① 生活介護
常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
③ 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する65歳未満の人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労継続支援（A型・B型）
一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
⑤ 療養介護
医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
⑥ 児童デイサービス
障がいのある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
⑦ 短期入所（ショートステイ）
介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

2-2. 日中活動系サービスの利用状況と課題

日中活動系サービスの平成22年度の利用状況では、生活介護や就労継続支援A型、B型をはじめ、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）等のサービス量（時間）の実績値が伸びています。

今後も、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた地域や自宅等での生活や地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行を支えていくことが課題となっている他、支援者（家族や身近な介助者）のレスパイト（適度な休息）支援サービスの充実を図っていくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度
		七宝	美和	甚目寺		
生活介護	見込量（人日分）	3,432	4,752	6,144	10,308	23,244
	実績値	1,980	3,979	4,214	13,859	15,435
	利用者見込数(人)	156	216	348	876	1,152
	実績値	100	296	254	765	852
自立訓練 (機能訓練)	見込量（人日分）	264	372	0	636	900
	実績値	0	260	0	599	1,090
	利用者見込数(人)	12	12	0	24	36
	実績値	0	12	0	33	60
自立訓練 (生活訓練)	見込量（人日分）	264	0	0	264	1,584
	実績値	0	0	0	0	0
	利用者見込数(人)	12	0	0	12	72
	実績値	0	0	0	0	0
就労移行支援	見込量（人日分）	528	0	528	1,848	2,904
	実績値	44	0	241	548	1,233
	利用者見込数(人)	12	0	12	84	132
	実績値	3	0	12	32	72
就労継続支援 A型	見込量（人日分）	264	0	0	264	1,056
	実績値	128	55	202	2,958	4,317
	利用者見込数(人)	12	0	0	12	48
	実績値	8	3	11	148	216
就労継続支援 B型	見込量（人日分）	264	264	8,184	10,032	11,616
	実績値	1,005	418	7,159	9,885	11,583
	利用者見込数(人)	12	12	372	456	528
	実績値	48	21	374	512	600
療養介護	見込量（人分）	0	0	0	0	60
	実績値	0	0	0	0	0
	利用者見込数(人)	0	0	0	0	12
	実績値	0	0	0	0	0
児童 デイサービス	見込量（人日分）	672	360	1,176	2,628	3,120
	実績値	204	403	729	2,263	2,508
	利用者見込数(人)	120	36	180	396	468
	実績値	55	37	98	314	348
短期入所 (ショートステイ)	見込量（人日分）	600	444	756	2,112	2,424
	実績値	310	705	495	1,517	1,660
	利用者見込数(人)	132	168	108	468	504
	実績値	88	115	84	307	336

※平成 23 年度は、実績見込み数

3-1. 居住系サービスの種類

居宅系サービスには、「共同生活介護」、「共同生活援助」、「施設入所支援」等のサービスがあります。

① 共同生活介護（ケアホーム）
夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
② 共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
③ 施設入所支援
施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

3-2. 居住系サービスの利用状況と課題

居住系サービスの平成 22 年度の利用状況では、ほぼ見込量に見合うサービス量となっています。

今後も、施設入所者や退院可能な精神に障がいのある人の地域生活への移行を見ずえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

○過去 3 年間の見込量と利用実績

サービス	項目	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度
		七宝	美和	甚目寺		
共同生活援助 共同生活介護	利用者見込数(人)	36	36	72	180	240
	実績値	35	12	90	202	228
施設入所支援	利用者見込数(人)	108	144	120	480	672
	実績値	85	123	94	350	384

※平成 23 年度は、実績見込み数

4-1. 相談支援（サービス利用計画作成）

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の人等に、計画的なプログラムに基づく支援や必要な相談を提供します。

4-2. 相談支援（サービス利用計画作成）の利用状況と課題

指定相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスですが、十分その機能が果たせていないのが実状です。

今後も、行政や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人（自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など）を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

サービス	項目	平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
指定相談支援 （サービス利用計画作成）	利用者見込数(人)	1	-	2	8	11
	実績値	0	0	0	0	0

※平成23年度は、実績見込み数

4 地域生活支援事業の利用状況と課題

1-1. 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、障がいのある人又はその保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

1-2. 相談支援事業の利用状況と課題

今後も、地域自立支援協議会ははじめ、基幹相談支援センターを核に、いつでも気軽に相談に応じられるネットワークづくりを行なうとともに、専門的な相談に対応できる人材の育成と確保が課題です。また、悪質商法や虐待等の人権侵害に対応した人権擁護体制の確立が課題です。

○過去3年間の実施状況

	平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度
	七宝	美和	甚目寺		
①相談支援事業					
ア 障害者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	3 箇所	3 箇所
イ 地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施
②市町村相談支援機能強化事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
③成年後見制度利用支援事業	実施	実施	未実施	実施	実施

※平成 23 年度は、実施見込み

※①相談支援事業

ア 障害者相談支援事業：地域の障がいがある人の福祉に関する問題に対し障がいのある人の保護者、又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

イ 地域自立支援協議会：相談支援事業を公正・中立かつ適正に実施し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置する。協議会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、識見を有する者、保健・医療に従事する者、教育・雇用に従事する者など 15 人以内をもって構成されています。

※②市町村相談支援機能強化事業：市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

※③成年後見制度利用支援事業：判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対する補助を行います。

2-1. コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、要約筆記者、手話通訳者等の派遣、市が発行する文書等の点訳・音声訳等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

2-1. コミュニケーション支援事業の利用状況と課題

今後も、要約筆記者、手話通訳者等の人材の確保を十分図るとともに、社会参加を促進する観点からも障がいの特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実を図っていくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度
		七宝	美和	甚目寺		
コミュニケーション支援事業	利用者見込数(人)	—	—	—	—	—
	実績値	4	0	17	23	24

※平成 23 年度は、実績見込み数

3-1. 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

3-2. 日常生活用具給付等事業の利用状況と課題

今後も、日常の自立した生活や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた過不足なき提供体制の確保を図ることが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
①介護・訓練支援用具	見込量(件)	1	1	1	3	3
	実績値	2	3	0	8	11
②自立生活支援用具	見込量(件)	4	1	5	12	14
	実績値	3	2	4	6	6
③在宅療養等支援用具	見込量(件)	1	5	5	13	15
	実績値	1	2	5	13	14
④情報・意思疎通支援用具	見込量(件)	3	1	1	6	7
	実績値	4	0	4	11	12
⑤排泄管理支援用具	見込量(件)	350	310	240	970	1,040
	実績値	327	337	510	1,274	1,376
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量(件)	1	1	2	5	6
	実績値	0	2	0	6	8

※平成23年度は、実績見込み数

※①介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

※②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

※③在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計など

※④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、点字図書など

※⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

※⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

4-1. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

4-2. 移動支援事業の利用状況と課題

今後も、利用者数の伸びが見込まれることから、地域での自立した生活及び社会参加促進の観点から供給体制の確保が課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度
		七宝	美和	甚目寺		
移動支援事業	実施箇所見込数（箇所）	—	—	—	—	—
	実績値	10	9	22	28	30
	利用者見込数（人）	—	—	—	—	—
	実績値	192	148	246	530	568
	延利用見込時間（時間）	—	—	—	—	—
	実績値	923	1,128	2,382	4,635	4,908

※平成 23 年度は、実績見込み数

5-1. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターに障がいのある人が通い、地域の実状に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供とともに、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

5-2. 地域活動支援センター事業の利用状況と課題

地域活動支援センターの活動内容の周知と充実を図るとともに、利用者の視点に立った運営に努めていくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成 21 年度			平成 22 年度	平成 23 年度
		七宝	美和	甚目寺		
地域活動支援センター	実施箇所見込数（箇所）	—	—	—	—	—
	実績値	3	0	3	7	9
	利用者見込数（人）	—	—	—	—	—
	実績値	56	0	23	175	408
	延利用見込数（日）	—	—	—	—	—
	実績値	418	0	111	1,875	7,644

※平成 23 年度は、実績見込み数

6-1. 日中一時支援事業

日中、障がい者支援施設等において、障がいのある人への活動の場を提供するとともに見守りを行い、社会参加するための日常的な訓練を行います。

6-2. 日中一時支援事業の利用状況と課題

今後も、利用の伸びが見込まれことから、適正な供給体制の確保を図ることが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
日中一時支援	実施箇所見込数（箇所）	—	—	—	—	—
	実績値	9	8	8	12	14
	利用者見込数（人）	—	—	—	—	—
	実績値	228	192	530	924	1,008
	延利用見込数（日）	—	—	—	—	—
	実績値	1,677	2,033	3,187	7,087	8,064

※平成23年度は、実績見込み数

7-1. 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

7-2. 訪問入浴サービス事業の利用状況と課題

居宅における生活支援の観点から、適正な供給体制の確保が課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
訪問入浴サービス	実施箇所見込数（箇所）	—	—	—	—	—
	実績値	0	1	1	1	3
	利用者見込数（人）	—	—	—	—	—
	実績値	0	12	12	25	24
	延利用見込数（回）	—	—	—	—	—
	実績値	0	74	49	66	72

※平成23年度は、実績見込み数

8-1. 自動車改造助成事業

身体に障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

8-2. 自動車改造助成事業の利用状況と課題

今後も、就業や地域での自立生活及び社会参加等を促進する観点から、適正に対応していくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
自動車改造事業	利用者見込数(人)	—	—	—	—	—
	実績値	0	1	0	0	5

※平成23年度は、実績見込み数

9-1. 自動車運転免許取得助成事業

身体に障がいのある人が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得するに要する費用の一部を助成します。

9-2. 自動車運転免許取得事業の利用状況と課題

今後も、社会参加活動等を促進する観点から、適正に対応していくことが課題です。

○過去3年間の見込量と利用実績

		平成21年度			平成22年度	平成23年度
		七宝	美和	甚目寺		
自動車運転免許取得事業	利用者見込数(人)	—	—	—	—	—
	実績値	0	2	0	0	1

※平成23年度は、実績見込み数